

京都舞鶴港クルーズ船寄港時におけるふ頭での出店者募集要項

■ 趣旨

クルーズ船の京都舞鶴港寄港時に、クルーズ客及び乗務員のニーズに応えるとともに、港の賑わいを創出し地域経済に寄与するため、下記のとおりふ頭での物販等の出店者を募集します。

記

■ 主催

京都舞鶴港クルーズ誘致協議会

■ 出店日時・客船の情報

- ・ 令和6年6月4日（火）「ハンセアティック・スピリット」
出店準備 11:00～12:00
販売開始 12:00
販売終了 19:00 ※出港時刻まで
入港／出港予定時刻：8:00／19:00 乗客定員： 230人
- ・ 令和6年6月14日（金）「コスタ・セレーナ」
出店準備 13:00～14:00
販売開始 14:00
販売終了 19:00
入港／出港予定時刻：14:00／22:00 乗客定員： 3,780人
- ・ 令和6年6月15日（土）「ヘリテージ・アドベンチャラー」
出店準備 11:00～12:00
販売開始 12:00
販売終了 19:00
入港／出港予定時刻：7:30／21:00 乗客定員： 146人
- ・ 令和6年6月18日（火）「コスタ・セレーナ」
出店準備 12:00～13:00
販売開始 13:00
販売終了 19:00
入港／出港予定時刻：13:00／22:00 乗客定員： 3,780人
- ・ 令和6年6月22日（土）「コスタ・セレーナ」
出店準備 13:00～14:00
販売開始 14:00
販売終了 19:00
入港／出港予定時刻：14:00／22:00 乗客定員： 3,780人

- ・令和6年8月3日（土）「パシフィック・ワールド」
 出店準備 11:00～12:00
 販売開始 12:00
 販売終了 19:00
 入港／出港予定時刻：6:00／22:00 乗客定員： 2,419人

- ・令和6年8月26日（月）「飛鳥Ⅱ」
 出店準備 11:00～12:00
 販売開始 12:00
 販売終了 18:00 ※出港時刻まで
 入港／出港予定時刻：8:30／18:00 乗客定員： 872人

- ・令和6年9月20日（金）「コスタ・セレーナ」
 出店準備 11:00～12:00
 販売開始 12:00
 販売終了 16:00 ※出港時刻まで
 入港／出港予定時刻：8:00／16:00 乗客定員： 3,780人

■ 出店場所

京都舞鶴港西港第2ふ頭（舞鶴市字松陰 23-8）
 旅客ターミナルうみとびら施設内（屋内）

■ 出店ブース及び備品

大きさ：約6㎡（240×240cm）×1又は2ブース ※屋内のためテントなし

備品：長机 幅180×奥行45cm、パイプ椅子（いずれも希望数準備）

パーティション幅110×高185cm（ポスター等掲示用。店舗名のみ表示あり）

※電源は1ブースにつき、50w電源を1口のみ準備可能（レジ等の使用程度）

なお、安全対策上、自家発電機の持ち込みも禁止しております。

上記以外の備品は出店者において準備してください。

■ 申込締切

- ・令和6年 6月 4日（火）寄港分・・・令和6年 5月10日（金）
- ・令和6年 6月14日（金）寄港分・・・令和6年 5月14日（火）
- ・令和6年 6月15日（土）寄港分・・・令和6年 5月15日（水）
- ・令和6年 6月18日（火）寄港分・・・令和6年 5月17日（金）
- ・令和6年 6月22日（土）寄港分・・・令和6年 5月22日（水）
- ・令和6年 8月 3日（土）寄港分・・・令和6年 7月 3日（水）
- ・令和6年 8月26日（月）寄港分・・・令和6年 7月25日（木）
- ・令和6年 9月20日（金）寄港分・・・令和6年 8月20日（火）

■ 出店要件等

1 出店資格及び出店品目

(1) 出店資格

- 京都府内の事業者（観光協会、商工会議所、商工会、中小企業団体、第3セクター等を含む法人及び個人。）（以下「事業者等」という。）であること。
- 開催趣旨に賛同し、積極的に運営協力できる事業者等であること。
- 事業者等の代表者・関係者（従事者含む）等が、暴力団関係者でないこと。
- 火気を使用しないこと。

(2) 出店品目

- 出店することができる品目は、次の①～⑥の要件を満たすものとする。
 - ① 出店する事業者等が自己又は自己の名をもって生産又は販売する品目であること。
 - ② 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目であること。
 - ③ 各種法令、条例等に違反しない品目であること。
 - ④ 特許、実用新案等で係争中でない品目、あるいは係争の恐れがない品目であること。
 - ⑤ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない品目であること。
 - ⑥ 公序良俗に反しない品目であること。

※出店できない製品の例

- ① 生き物（動物、昆虫類等）
- ② 違法コピー商品（偽ブランド品等）
- ③ 危険物（石油類、ガス類、模造刀、モデルガン、ナイフ、包丁等）

2 出店の申請及び決定等

(1) 出店の手続き

申込締切までに次の書類を主催者に提出してください。

- ① 出店申込書
- ② 代表者・従事者名簿

※京都府暴力団排除条例の施行により、提出いただいた名簿を基に出店責任者とその従事者が暴力団関係者でないことを警察に照会するので御了承願います。

①、②の書類をメールで提出する場合は件名を「京都舞鶴港クルーズ出店申込」としてご下さい。件名が異なる場合、書類が受理できない可能性があります。

(2) 出店の決定

- 事業者等から出店の申請があった場合、前記1の「出店資格及び出店品目」に基づいて決定します。出店の可否を決定後、主催者から事業者等に対して連絡します。
- 出店希望者が多数の場合は、スペース等を調整することや選考により出店を断る場合があります。なお、選考にあたって、特産品または地域性のある商品を販売する事業者等を優先的に採用します。

3 出店ブースに関する諸条件

(1) 搬入出について

荷物の搬入出計画等の詳細は別途案内します。(搬入・搬出は開催日当日に行う)

(2) 出店料

無料(小間設営費、机、椅子のレンタルを含む)

※荷物の搬送費及び交通費並びに店舗ごとに必要とされる備品については、各事業者等の負担とします。

※都合により寄港予定が変更された場合や、台風等やむを得ない事象の影響により中止となった場合においても、かかった経費の補償はしません。

(3) 出店品等の表示等

「家庭用品品質表示法」、「食品表示法」、「JAS法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等に定められた表示方法・内容を遵守すること。

(4) 自家発電機等の使用禁止

安全対策上、電源確保等のための自家発電機の持ち込みは禁止します。

(5) その他

- 乳類、食肉類、魚介類を販売する場合は営業許可が必要です。
- 消費者に対して単に未開封の缶やびん詰めの酒類を販売する行為であって、その場以外で飲用に供することを予知して販売する場合は、酒税法上の酒類販売業免許が必要です。ただし、ビール等をコップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は、酒税法上の酒類販売業免許は不要(食品衛生法の営業許可は必要)です。
- 飲酒した人が出店・販売を行わないでください。
- 発生したゴミは、各自持ち帰ってください。
- 売上金、商品、つり銭等は自己管理してください。
- 来場時、退場時は必ず主催者へ報告してください。
- 人身、物損、盗難等の事故に関して、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 主催者の指示に従わない場合は、即時退場を求める場合があります。

■ 申込・問合せ先

京都舞鶴港クルーズ誘致協議会

(出店者募集事務局：京都府中丹広域振興局農商工連携・推進課)

〒625-0036 舞鶴市字浜 2020

TEL 0773-62-2506 FAX 0773-62-2859

E-mail c-n-noushoko@pref.kyoto.lg.jp